

☆旧姓に戻った後に届出する場合（記入例）

【記入上の注意】

- ◎消えないボールペンを使用してください。
- ◎字は崩さず丁寧に書きください。
- ◎署名は必ず本人が自署してください。
- ◎離婚届出後3ヶ月以内に届け出てください。

離婚の際に称して いた氏を称する届

（戸籍法77条の2の届）

令和 元年 7 月 7 日届出

山口県岩国市長 殿

受 理	令和 年	第				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知	

現在の住民登録をしている住所を書いてください。
※住所を変更するときは、住民異動届の手続きが必要です。

離婚届出後の本籍・筆頭者を記入してください。
（元の戸籍または新しく作った本籍）

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) おつ かわ は な こ 氏 名 乙 川 花 子 昭和 48 年 4 月 20 日生	
(2)	住 所	山口県岩国市山手町一丁目 15 番 3 号	
(3)	(よみかた) (住民登録をして いるところ) 世帯主 の氏名	おつ かわ は な こ 乙 川 花 子	
(4)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 山口県岩国市山手町一丁目 1 5 番地 番	
(5)	氏	変更前（現在称している氏） 乙 川	変更後（離婚の際称していた氏） こ う の 甲 野
(6)	離婚 年 月 日	令和 元 年 5 月 1 日	
(7)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はない) 番地 番	
(8)	届 出 人 署 名 (※押印は任意) (変更前の氏名)	乙 川 花 子 印	

離婚した日から3か月以内
であれば届出可能です。

離婚後に旧姓に戻り新しくお一人だけの戸籍を作った場合は空欄。
※元の戸籍に戻った場合は、届出後、ご自身が筆頭者となる戸籍ができます。新しい本籍（現在登録のある土地地番・街区符号（「…丁目〇番」まで）であれば自由に選んでいただけます。）を記入してください。

消せるペンで記入しないで下さい

連 絡 先	電話	〇〇〇(×××)〇〇〇〇
	自宅・勤務先〔	〕・携帯

昼間に連絡のとれる電話番号を必ず記載してください。